

治療専門医学物理士更新規程

令和元年 7 月 13 日施行

(目 的)

第 1 条 治療専門医学物理士の資質能力を保証するため、この規程により認定された治療専門医学物理士の更新についての事項を定める。

(更新認定)

第 2 条 治療専門医学物理士の更新認定を希望する者は、有効期間の終了前に更新認定の手続きしなければならない。

- 2 更新認定は、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年とする 5 年以内とする。
- 3 更新認定の期日等は医学物理士認定機構のホームページに公告される。

(更新認定の必要事項)

第 3 条 治療専門医学物理士の更新認定は、次の各号の必要事項を満たさなければならない。

- (1) 申請時に継続して医学物理士の認定を受けていること
- (2) 原則として医学物理士としての有効期間内に 3 年以上放射線治療に従事していること
- (3) 有効期間内に医学物理士認定機構の主催する講習会に 1 回以上出席していること

(更新認定の手続き)

第 4 条 治療専門医学物理士の更新申請にあつては、更新審査料 10,000 円を添え、医学物理士認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 必要書類
 - ア 治療専門医学物理士更新申請書
 - イ 医学物理士として放射線治療に従事していることの証明書
 - ウ 更新審査料の払込票 (写)
 - エ 医学物理士認定機構の主催する講習会の出席証明
- (2) 審査時期は原則として年 1 回とし、医学物理士の更新認定と合わせて行う。
- (3) 初回更新時は、治療専門医学物理士の更新審査料は免除する。
- (4) 初回更新時は、第 2 条第 2 項及び第 3 条の (2) は更新期間に応じた従事期間で算定する。

(規程の改正)

第5条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年7月13日から施行する。